

## 加西市立善防園移管先事業者募集要項

### 1 目的

加西市では、平成元年 4 月に知的障害者の自活に必要な訓練及び就業の促進を図るため、知的障害者福祉法に基づく知的障害者通所授産施設として加西市立善防園を開設した。

平成 18 年 4 月、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）が施行され、三障害にかかる障害福祉サービスが一元化されたことに伴い、平成 24 年 4 月より同法の規定による障害福祉サービス事業所として移行し、生活介護及び就労継続支援 B 型の障害福祉サービスを提供している。

なお、施設の運営にあたっては、平成 22 年 4 月より指定管理者制度に基づき加西市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、現在に至る。

近年、本市及び近接する市町において障害福祉サービスを提供する民間施設が一定整備されてきたことを踏まえ、開設当時と比べて公設でサービス提供を継続することの意義、必要性等を鑑みた結果、民間等への業務の継承が望ましいものとの結論に至り、令和 6 年 4 月の指定管理者の更新に際しては、その指定期間をこれまでの 5 年間から 3 年間に短縮し、民営化に移行することとした。

移行に際して、施設が 30 年以上経過し老朽化がみられることから、民間事業所等へ移管した後も、当該障害福祉サービスが安定的に供給できる体制を整えるべく、令和 6 年度から 2 カ年にかけて大改修を実施している。

今般、市立善防園が担ってきた障害福祉サービスを、民間事業所等のノウハウを活用することにより更なる質の向上と充実を図るため、以下の条件により移管先事業者の募集を行う。

### 2 対象施設

#### (1) 施設の名称及び所在地

名 称	加西市立善防園
所在地	加西市西笠原町 172 番地の 142

#### (2) 敷地概要（図面は別紙 1 のとおり）

地番の表示	加西市西笠原町字大谷 172 番 142
登記地目	山林
現況地目	宅地及び山林
登記面積	8,111.00 m <sup>2</sup>
求積面積	8,411.54 m <sup>2</sup>
登記名義人	加西市

(3) 施設概要 (図面は別紙2のとおり)

構造	鉄骨造平屋 (平成元年3月新築、平成9年3月増築)
延床面積	939.54 m <sup>2</sup>
施設内容	事務室、相談室、医務室、談話室、会議室、第1～3作業室、調理実習室、木工室、縫製作業室、食堂、厨房ほか
付帯建築物	・車庫 (コンクリート造平屋 131.64 m <sup>2</sup> ) ・農業用倉庫 (鉄骨造平屋 27.97 m <sup>2</sup> ) ・物置 (軽量鉄骨造平屋 24.94 m <sup>2</sup> ) ・カーポート (3基)、ごみ焼場、貯水槽、自転車置場、簡易物置、サイクルポート

(4) 備品及び車両

施設に附属する備品及び車両 (4台) は、備品一覧 (令和8年7月1日時点) に掲げるものとする。

備品一覧は、第8項第1号の規定により参加意向申出書を加西市に提出し受理された事業者に対して、別途情報提供するものとする。

3 応募資格及び条件

応募者は、次の全ての項目に該当することとする。

- (1) 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第22条に規定する社会福祉法人で、令和8年4月1日現在、加西市内に障害福祉サービス事業所を有し、今後も加西市内において事業の継続が確実に見込まれる法人であること。
- (2) 社会福祉法第2条第2項第4号及び同条第3項第4号の2に規定する事業の運営を支障なく行うことができる十分な資力、知識及び技術能力等を有し、継続的に安定した障害福祉サービスを提供できること。
- (3) 法人が現に運営している障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所について、直近の監査・実施指導において、重大な文書指摘等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (5) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定により、本市における一般競争入札参加の制限を受けていないこと。
- (6) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に規定する再生手続き又は破産法 (平成16年法律第75号) に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

4 運営の条件

- (1) 現在、市立善防園が実施している次の障害福祉サービス (以下「必須事業」とい

う。)は、移管後10年間は継続して実施すること。

ア 就労継続支援B型(法第5条第14項に規定する事業をいう。)

定員:10人以上

イ 生活介護(法第5条第7項に規定する事業をいう。)

定員:45人以上

(2) 移管の際、現在の利用者が希望する場合は、引き続きサービス利用ができること。

(3) 必須事業の運営にあたっては、加西市立善防園 施設移管運営条件(別紙3)に掲げる条件を遵守すること。

(4) 令和9年4月1日までに開設できること。

(真にやむを得ないと認められる事由が発生した場合は、別途協議する。)

(5) 移管先事業者は、第1号に掲げる期間中は、対象施設を必須事業のほか法又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する事業以外の用途には使用しないこと。

## 5 協定書の締結

移管先事業者は、施設の移管及び事業の継続等にかかる協定を市と締結するものとし、協定の有効期間は、移管の日から起算して10年とする。

協定の期間中に運營業務等の見直しを行う必要が生じた場合は、市と移管先事業者との協議により決定する。

正当な理由なく、協定書に定める事項が遵守されていないと認めるときは、市は必要な是正指示及び勧告を行うことができる。当該勧告に従わないときは、移管を中止することがある。

## 6 施設用地、建物及び備品等

施設の土地については、移管後5年間は無償貸与とし、5年経過後は無償貸与期間の延長又は無償譲渡について移管先事業者と協議の上、決定する。

既存建物(第2項第2号に掲げる施設をいう。)については、移管後5年間は無償貸与とし、その後は無償譲渡とする。ただし、事業の運営状況等を考慮し、譲渡時期を短縮することがある。なお、既存建物については未登記につき、譲渡時における表示登記及び所有権保存登記にかかる費用は、移管先事業者が負担すること。

貸与期間中の土地、建物、設備及び付帯設備の維持、管理及び必要な修繕等は移管先事業者が行うものとし、当該維持管理に係る費用は、移管先事業者が負担すること。

備品等は、無償譲渡とする。

## 7 移管先事業者の選考及び移管後のスケジュール

令和8年7月 募集要項公表、参加意向申出書受付、現地説明会

- 〃 8月 運営提案書受付、プレゼンテーション審査
- 〃 9月 移管先事業者の選考・決定、移管にかかる協議開始
- 〃 11月 協定書の締結
- 令和9年3月 加西市立善防園の事業廃止、障害福祉サービス事業の移管
- 〃 4月 移管先事業者による障害福祉サービス事業の開始

## 8 応募の手続き

### (1) 募集要項の配布と参加意向申出書（様式1）の受付

- ア 受付期間 令和8年7月1日から7月15日まで  
午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）
- イ 提出場所 加西市福祉部地域福祉課（加西市役所1階）
- ウ 提出方法 持参とする（郵送不可）。
- エ 提出書類

番号	書類名	必須/任意	様式番号
1	参加意向申出書	必須	様式1
2	誓約書	必須	様式2
3	市税納税証明書（加西市内の法人に限る。）	必須	様式3
4	納税証明書（税務署の発行する、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証するもの）	必須	
5	法人登記事項証明書（3カ月以内のもの）	必須	
6	法人定款の写し	必須	
7	法人単体の貸借対照表及び収支計算書 （直近3カ年）	必須	
8	現在法人が実施している障害福祉サービス事業所の指定を受けた指定書の写し	必須	
9	法人の概要・実施事業をわかりやすく説明したパンフレット等	任意	

- エ 募集要項及び各種書式は加西市ホームページからダウンロードすること。  
(URL) <https://www.city.kasai.hyogo.jp/site/shogaifukushi/61803.html>

### (2) 現地説明会の開催

- ア 日時 令和8年7月17日 午前10時30分～12時

- イ 場所 加西市立善防園（加西市西笠原町 172 番地の 142）
- ウ 参加者は、1 団体 3 名以内とする。
- エ 説明会の参加は、応募にかかる絶対条件ではないが、応募事業者は極力参加のこと。
- (3) 募集要項及び現地説明会に対する質問の受付
- ア 受付期間 令和 8 年 7 月 1 日から 7 月 22 日まで
- イ 質問方法 質問書及び回答書（様式 4）により、電子メールにて加西市福祉部地域福祉課へ送付すること。
- （メールアドレス）shogaifukushi@city.kasai.lg.jp
- ウ 質問事項は、募集要項、運営条件（別紙 3）及び現地説明会にかかるものに限る。他の事項及び応募事業者以外の者からの質問及び意見については、回答しない。
- (4) 募集要項及び現地説明会に対する質問の回答
- 令和 8 年 7 月 29 日までに全ての応募事業者に対し、電子メール又は郵送により回答する。
- (5) 運営提案書の提出
- 応募事業者は、運営条件等に基づき、最適な方策を運営提案書により提案するものとする。なお、運営提案は 1 事業者につき 1 件とする。
- ア 提案書類 次の運営提案書作成項目について作成のこと。様式は任意とするが、用紙は A 4（縦・横は任意）とし、頁数は表紙・目次を除いて 20 ページ以内とする。
- イ 提案書作成項目

番号	項目
1	応募の動機、運営方針
2	法人の経営状況、障害福祉サービス事業所の運営実績
3	移管施設の組織体制、人員配置計画、人材育成
4	危機管理体制（災害時、事故発生時、緊急対応、予防対策、情報管理等）
5	利用者の受け入れに関する方策
6	地域との交流、地域貢献、関係団体との連携
7	施設移管にかかる工程表（スケジュール）

- ウ 受付期間 令和 8 年 8 月 3 日から 8 月 7 日まで  
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日・祝日を除く。）
- エ 提出場所 加西市福祉部地域福祉課（加西市役所 1 階）

- オ 提出部数 正本1部、副本(写で可)6部
- カ 提出方法 持参とする(郵送不可)。受付期間を過ぎたものは、如何なる理由があっても受付しない。

## 9 移管先候補事業者の選考

応募事業者に対し、提出のあった運営提案書に基づき、「加西市立善防園移管先事業者選考委員会」(以下「選考委員会」という。)を設置し、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。

### (1) プレゼンテーションの方法

- ア 実施日 令和8年8月17日
- イ 時間・場所 別途通知する。
- ウ 持ち時間 1参加者あたりの説明時間は30分以内とし、その後10分程度の質疑応答を行う。
- エ 出席者 1参加者あたりの出席者は3名以内とする。
- オ 必要機器 プレゼンテーションに必要な機器のうち、プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは市で用意する。パソコンほか必要機器は参加者が用意すること。
- カ その他 運営提案書以外の追加資料の提出は認めない。  
選考委員会は、必要に応じてプレゼンテーションの内容を録画又は録音することができる。

### (2) 審査基準

番号	項目	審査の視点	配点
1	応募の動機、運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応募の動機、法人理念、運営に対する熱意</li> <li>・ 公の施設を引き継ぐことの基本的な考え方</li> <li>・ 長期的なサービス提供に関する考え方</li> </ul>	40
2	法人の経営状況、障害福祉サービス事業所等の運営実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業を適切に実施することができる法人であるか</li> <li>・ 法人の経営基盤は良好か(現在の経営規模、収支決算、借入金等)</li> <li>・ 移管する障害福祉サービスのノウハウの有無</li> </ul>	40
3	移管施設の組織体制、人員配置計画、人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設管理者及びサービス管理責任者の経歴、専門職及び職員の配置体制の状況</li> <li>・ 職員を確保するための方策</li> <li>・ 職員に対する研修等の育成方針</li> <li>・ 職員の定着率向上の取組み</li> </ul>	50
4	危機管理体制(災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然災害等の対策について</li> </ul>	30

	害時、事故発生時、緊急対応、予防対策、情報管理等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故防止、感染症予防等の対策について</li> <li>・虐待防止対策について</li> <li>・個人情報の管理について</li> </ul>	
5	利用者の受け入れ、利用者保護に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の確保を図る取組みについて</li> <li>・利用者のニーズをとらえ、より良いサービスを提供するための取組みについて</li> <li>・利用者のケア、安心・安全なサービス提供、苦情処理体制について</li> <li>・利用者の家族との関わりについて</li> </ul>	50
6	地域との交流、地域貢献、関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民との連携及び交流について</li> <li>・障がい者団体やボランティアグループ等との連携、交流について</li> <li>・他の障がい福祉サービス事業者や行政機関との連携について</li> </ul>	30
7	施設移管にかかる工程表（スケジュール）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和9年4月の移管が着実に行える計画となっているか</li> </ul>	10
合 計			250

## 10 審査結果の通知

審査結果は、令和8年9月に前項に掲げる事業者の選考に参加したすべての事業者に対して通知する。

なお、審査結果に対する質問又は異議については、これを受け付けない。

## 11 留意事項

(1) 応募者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 募集要領に定める事項に違反が判明した場合

イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

ウ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり又は働きかけをした事実が認められた場合

エ その他公平な選考の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者が負担するものとする。選定後において、応募者の責による事業移管の中止及び延長等による損害についても同様とする。

(3) 原則として、提出された書類の内容を変更することは出来ない。

- (4) 選考の結果、採用された応募書類は、「加西市情報公開条例（平成9年加西市条例第1号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

12 問い合わせ先

加西市福祉部地域福祉課 担当：民輪、上月

電 話：0790-42-8725（直）

F A X：0790-43-1801

E-mail：shogaifukushi@city.kasai.lg.jp